

# 木曾林務課だより 11月号

木曾地方事務所林務課では、森林・林業関係の情報発信のため、“林務課だより”を発行することになりました。これから毎月、皆様の生活に少しでもお役に立てれば幸いです。

## 狩猟が解禁になりました

11月15日から、平成28年度の狩猟が解禁となりました。狩猟解禁日には、狩猟者への事故・違反の防止等の安全狩猟の呼びかけと、住民の方々への周知及び注意喚起を目的に、安全指導パトロールを実施しました。入山者の方は、狩猟者を見つけやすい**目立つ色の服装(蛍光色)の着用**を、心がけていただくようお願いいたします。また、わななどの仕掛けを見つけても、**絶対に手を触れないでください**。狩猟の詳細は以下のとおりです。

1 狩猟期間 : H28.11.15(火)~H29.2.15(水)

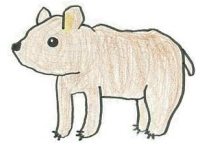
ただし、ニホンジカとイノシシのわな猟に限り、次のとおり延長します。 延長期間:H29.2.16(木)~H29.3.15(水)

2 狩猟場所

県内全域の一般猟区(鳥獣保護区、休猟区に指定されていない狩猟可能な場所すべて)

3 「くくりわな」の径の規制解除 (規制解除期間:H28.12.15(木)~H29.3.15(水))

ニホンジカとイノシシの捕獲を促進するため 12cm 以下に規制されているくくりわなの直径(短径)が、狩猟期間内の上記の期間に限り、規制解除されます。



## 木工作教室が開催されました

11月17日(木)、木曾合同庁舎で木曾林業女性ネットワーク協議会(通称:木実鳥<sup>きみどり</sup>の会)の活動の一環として、木工作教室が開催されました。木実鳥の会は、木曾地域に住む森林・林業に携わるまたは興味を持っている女性たちの集まりで、地域の森林林業の活性化を図ることを目的に活動しています。

当日は、講師と9名の参加者が、用意された木でできた白い家に持参の絵の具や色えんぴつで思い思いの柄や絵を書いて、小さなマイホームを作っていました。会場がシーンとするときもあり参加者の集中度合いが垣間見えました。みなさん真剣に家を作り、いい思い出になりました。



木実鳥の会に興味のある方は林務課までご連絡ください☆TEL:0264-25-2225(普及林産係)



## 課長のつづやき

木曾の山に詳しい課長のミニコーナーです。



木曾の山をめぐる暮らし 1

「木曾」地名の由来は?

木曾に住む私たちにも、なんで木曾と呼ぶのか語源はあまり知られていません。木曾の他に吉蘇、岐蘇、岐岨などがありますが文字は違っても「キノ」の音が大切です。

古道記という書物には「木曾は地に麻を産するをもって名づけたるならん」とあって麻の皮をはがらないものを生麻(キノ)といったとあります。また、麻を着ていたから着麻というとも言われます。別の説ではアイヌ語でキは美しい、ソは谷、流れを意味し、木曾にアイヌの人たちの平和な集落があったのではないかとする説もあります。

森林の豊かな地域で、木に関係することが語源ではないかと考えますがそうでもないようです。郡内の地名も藪原、原野、大原、柴原、野尻など草原の地名が多く、山に関わる地名が少ないことも興味深い点です。(松原)